

関西創生戦略の策定及び実施に伴う規約の変更について

平成28年 6月26日
本 部 事 務 局

1 規約変更

関西創生戦略の策定及び実施に関する事務を広域連合が処理する事務に追加するため、規約の変更について、各構成団体の議会における議決を得て、総務大臣へ許可申請を行っていたところ、5月20日付けで許可を得た。

規約変更概要

【趣旨】

地域の特性に応じた地域課題の解決を図り、関西圏域の活力を取り戻すため、まち・ひと・しごと創生法に基づく関西創生戦略を策定することとし、規約第4条第1項第1号に定める広域にわたる計画の策定及び実施に関する事務に「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する計画」を追加するなど所要の整備を行う。

【規約変更内容】

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる次に掲げる計画の策定及び実施に関する事務

ア 防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画

イ まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する計画

ウ 広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）

(2)～(9)（略）

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

別表（第20条関係）【変更箇所のみ抜粋】

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
企画調整費	第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難しい事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合）10分の10
事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合

2 参考（関係条例の改正）

関西創生戦略に係る規約の変更に伴い、関係条例の改正を行う（広域連合議会6月臨時会に提出：公布の日（6月26日予定）から施行）。

(1) 関西広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例案【広域連合長提出】

条例第2条各号に規定する事務局の所管事務のうち、同条第2号から第6号に定める「規約第4条第1項第1号」を「規約第4条第1項第1号ア」に改める。

	改正後	現行
事務局の所管事務(第2条第2号から第6号)	規約第4条第1項第1号ア	規約第4条第1項第1号

(2) 関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例案【広域連合長提出】

条例第2条に定める「基本的な計画」の定義について、「広域にわたる」の右に「計画のうち、同号アに規定する」を加える。

	改正後	現行
「基本的な計画」の定義(第2条)	この条例において「基本的な計画」とは、関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）第4条第1項第1号に規定する <u>広域にわたる計画のうち、同号アに規定する</u> 防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保並びに環境の保全に関する計画をいう。	この条例において「基本的な計画」とは、関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）第4条第1項第1号に規定する <u>広域にわたる</u> 防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保並びに環境の保全に関する計画をいう。



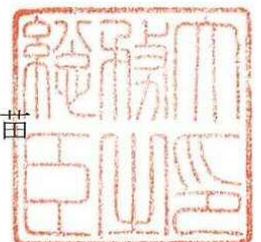
総行市第47号

関西広域連合
広域連合長 井戸 敏三 殿

平成28年3月31日付け関広総第47号で申請のあった関西広域連合の規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき許可する。

平成28年5月20日

総務大臣 山本 早苗



関西広域連合規約 新旧対照表

変 更 後	変 更 前																						
<p>関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）</p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる<u>次に掲げる計画</u>の策定及び実施に関する事務</p> <p><u>ア 防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画</u></p> <p><u>イ まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する計画</u></p> <p><u>ウ 広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）</u></p> <p>(2)～(9)（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号<u>ア</u>（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを、同項第1号<u>ア</u>（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。</p> <p>第5条～第21条（略）</p> <p>別表（第20条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">経費の区分</th> <th style="width: 30%;">負担する構成団体</th> <th style="width: 45%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総 務 費</td> <td>第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</td> <td>均等割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県</td> <td>受験者数割 10分の10</td> </tr> </tbody> </table>		経費の区分	負担する構成団体	負担割合	総 務 費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10	<p>関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）</p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる<u>防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）</u>の策定及び実施に関する事務</p> <p>(2)～(9)（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号__（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを、同項第1号__（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。</p> <p>第5条3～第21条（略）</p> <p>別表（第20条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">経費の区分</th> <th style="width: 30%;">負担する構成団体</th> <th style="width: 45%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総 務 費</td> <td>第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</td> <td>均等割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県</td> <td>受験者数割 10分の10</td> </tr> </tbody> </table>		経費の区分	負担する構成団体	負担割合	総 務 費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
	経費の区分	負担する構成団体	負担割合																				
総 務 費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10																				
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10																				
	経費の区分	負担する構成団体	負担割合																				
総 務 費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10																				
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10																				

関西広域連合規約 新旧対照表

変 更 後			変 更 前				
企画調整費	第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難い事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10	企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難い事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合	事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10		第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5		第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割）10分の5		第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割）10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10）		第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10）
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10		第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10		第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10		第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10

関西広域連合規約 新旧対照表

変 更 後			変 更 前		
第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10	第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の10	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難しいと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。			事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難しいと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		
備考（略）			備考（略）		